

パートナー委員会ニュース

毎日のお仕事お疲れ様です。みなさんに、少しでも役立つ情報をお届けできればと思っております。今月から給与の締め日が変更になり、3月15日の給与がいくらになるのか不安な方もおられるかと思います。そこで今月は社会保険についてご説明したいと思います。

実際、3月15日の給与はどのくらいなの？ 社会保険と社会保険料について

社会保障制度

社会保険

- 社会福祉** 障害者や母子家庭を支援
- 公的扶助** 生活保護法に基づく支援
- 保険医療・公衆衛生** 予防接種、検診、ペットの保護管理

労働者に対する保険

医療保険 健康保険、国民健康保険
保険料を支払い、医療費の一部を国や地方自治体に負担してもらう

年金保険 厚生年金保険、国民年金保険
20歳から保険料を支払い、年金形式として老後資金を受け取る

介護保険 40歳から保険料を支払い、費用の一部を負担して
介護サービスを受けられる(65歳未満では条件あり)

雇用保険 失業給付、雇用継続給付
育児休業給付、コロナ対応給付
失業などの理由で働けなくなった際、給付等で生活の安定をはかる

労災保険
業務中や通勤途中のケガなどを補償する

3月15日の社会保険料

健康保険料は2月25日と同じ
3月からの健康保険組合の移行により4月15日の給与から少し減額になります。保険料は会社と折半しています

厚生年金保険料は2月25日と同じ 保険料は会社と折半しています

介護保険料は2月25日と同じ
3月からの健康保険組合の移行により4月15日の給与から少し減額になります。保険料は会社と折半しています

雇用保険料は減る 保険料は会社が多く負担しています
給与総支給額の0.3%なので、総支給額が半額とすると雇用保険料も半額となります

労災保険料は負担なし 保険料は全額会社が負担しています

その他、給与から引かれるもの

所得税

2月25日より減る
月の給与が減るため、所得税も減額になります

住民税

2月25日と同じ
前年の所得に対して、6月から翌年5月までは同じです

組合費

3月15日は引落しなし

※4月15日の給与は3月1～31日分が支給され、上記については平常通り引落しされます

ご存じですか？「高年齢雇用継続給付金」

雇用保険の中の雇用継続給付制度として、60歳以後の給与が60歳到達時と比べて、75%未満に低下(限度額あり)した労働者に対して、最大15%の給付が受けられる「高年齢雇用継続給付金」というものがあります。受給にはいくつかの条件がありますが、ご自身や周りの方に該当者はいないか、また今後のご参考になればと思います。詳しくはこちらから➡



LINE公式アカウント
ご活用ください
ニュースやイベントなどの
情報をお届けしています



かわいさんHP

アーランドグループ労働組合は
かわいたかのり&田村まみを
応援します



発行責任者
安達
編集責任者
甲村
☎ 0256-68-6810